

平成29年度第6回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成29年9月7日(木)午後 3時開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(15名)

1番	清 宮 正	2番	渡 貫 茂
3番	鈴 木 孝 徳	4番	石 渡 文 久
5番	三 須 健 行	6番	牛 玖 泰 一
7番	長 澤 正 昭	8番	山 崎 宏
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
13番	木 内 正 夫	14番	眞 野 文 雄
15番	三 門 増 雄(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成29年度第5次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 櫻 井 正 行

主査補 高 橋 成 治

主査補 相 川 正 巳

主任主事 西 山 壯 大

◎開 会

午後 3時開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成29年度第6回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今回の総会でございますが、10月6日（金）に開催を予定しております。

10月31日（火）に、平成29年度ブロック別農業委員研修会が、神崎ふれあいプラザ文化ホールで開催予定でございますので、全員の参加をお願いしたいと思います。また、詳細については、後日ご連絡をいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、稲刈りで大変忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日も慎重なる審議の程よろしく願います。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は15名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成29年度第6回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号5番「三須 健行委員」を、議席番号6番「牛玖 泰一委員」を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号、平成29年度第5次農用地利用集積計画の決定について
以上、3議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は農業廃止のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

表の第2項につきましては、権利者は義務者からの要望のため、義務者は耕作に不便なため、贈与により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、眞野委員より報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号14番眞野です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■■さんは、農地を1反5畝程のみの所有ですが、十数年前から、親類の畑を5反程耕作しております。

義務者の■■■■■さんは相続により農地を取得しましたが、農家ではないので、現在耕作はしていません。

今回、親類である■■■■■さんに購入してほしい旨の相談をしたとの事です。

■■■さんは■■■歳と高齢ですが、息子さんが定年退職され、農業を手伝う事になったので、購入する事としたそうです。

■■■さん親子の耕作の状況等は、推進委員の栗原委員にも確認しております。

問題は無いものと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査について、石渡委員より報告をお願いいたします。

———（石渡委員報告）———

○石渡委員 議席番号4番石渡です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

申請地は8㎡と面積が小さく、地主の■■■さんは耕作することは出来ません。

実際は、隣接地の所有者である、■■■さんが一体的に耕作をしています。

そのような状況ですので、■■■さんに購入してもらうために、今回の申請となりました。何ら問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 贈与ですね。

○石渡委員 はいそうです。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号については申請人を呼んであります。

それでは、第1項の申請人を入場させてください。

○議長 申請人が急用で来られないようで、事務局の方で現地の確認を行っておりますので、事務局の方から報告をお願いします。

○事務局長 先日、事務局の方で現地を確認しておりますが、第2種農地として、転用については問題ないものと判断しております。以上でございます。

○議長 何かご質問等がありましたら、お願いいたします。石田委員

○石田委員 議席番号10番、石田でございます。転用については差支えないと思いますが、モータープールと言うのは、他に手続きは必要なのですか。

○事務局長 基本的に、解体等行わなければ、必要はございません。

○議長 石田委員

○石田委員 農業委員会だけの手続きだけで良いのですね、他に構造物とか、解体を行わなければ良いと言う事ですね。解体はやらないのですよね。

○事務局長 必要はありません。車両置場なので、解体は行いません。

○石田委員 解りました。

○議長 他に質問はありますか。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。今の話の続きなんですけど、そのような置場が解体になってしまっていて、いつの間にか、なってしまおうと言うように、色々な問題が起きるんです。申請場所は、駐在所の近くなので、大丈夫だと思いますが、民家に近いので、その辺は、はっきりさせておいた方が良いと思います。

○議長 事務局

■■■の■■■■■■■■、畑、面積が3,408㎡となっています。こちらの申請場所に太陽光発電施設を整備する計画でございます。設備の概要については、1枚255Wの太陽光パネルを272枚設置、69.36KWを発電する計画でございます。こちらの場所を選定した理由でございますが、太陽光発電施設としての面積が確保できる事と、近隣の農地が耕作していない状況であり、収益も上がるものと判断し、選定しました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 長澤でございます。今の話ですと、パネルを設置する時、土台はどのような物で、設置されますか。敷地は平らではないと思いますので、均して、砂利を敷いて、その上に土台を載せると思うのですが、どうでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 地目、畑ですが、現況は山林です。木を伐採します。土地はほぼ、平地でございますので、伐採、抜根をした後、整地と地固めをした後、設備を整える予定でございます。土台については、私は部署が違いまして、部材等の管理課が別にあります、詳しく説明する事が、申し訳ないですが、出来ません。

○長澤委員 内容についてよく解らないものですから、質問いたしました。

○事務局、高橋 よろしいですか。

○議長 はい

○事務局、高橋 当初の出初めの太陽光発電については、基礎はコンクリートで、がんじがらめの基礎でしたが、今は、単管パイプ、足場パイプに替わっております。後、今はなるべく勾配を取らないような、設備になってはいますが、今回の設備は、若干の勾配を取っております。今回の申請は、角パイプを使用しています。どのメーカーさんも、簡易な設備に替わっております。以上でございます。

○議長 他にご質問はございますか。眞野委員

○眞野委員 議席番号14番眞野です。下の部分は防草シートを張るのですか。

○議長 申請人

○申請人 はい、張る予定でございます。

○議長 三須委員

○三須委員 議席番号5番三須です。よろしく申し上げます。七曲りでも、やられておりますか。

○議長 申請人

○申請人 はい、そうです。

○三須委員 その場所を見る限り、基礎は鉄筋コンクリートに思えるのですが、また、その直ぐ近くの、■■■■さんの土地も、やられましたか。

○議長 申請人

○申請人 私共の方でやりました。鉄パイプでやっております。

○三須委員 昨年、その近くの、■■■■さんの所もやっていると思いますが、鉄パイプとは思えないのですが、如何ですか。

○議長 申請人

○申請人 鉄パイプではないですね。鉄パイプとは限定出来ないのですが、おそらく、みんな、同じ材質だと思います。

○三須委員 例えば、御社が無くなってしまって、現状のまま放置されてしまった場合の対応は、撤去はどうなるのか、コンクリートの基礎の場合、地主に負担がかかってしまうのでは、鉄パイプであれば、その負担も軽くなるのでは、極力そのような方法で進めていただければと思います。

○議長 申請人

○申請人 この場で、限定することは出来ないのですが、図面のとおり行う予定ですが、例えば弊社が倒産した場合ですけど、可能性はゼロではありません、ですが、弊社はしっかりとした実績があります事や、太陽光発電に関しては、日々太陽光設備を増やしていますし、推進事業として進めております。また、人材は30名いまして、それに対して売り上げは30億出ており、少数精鋭で経営しており、まず、

大丈夫だと思います。20年後にも、しっかり、現状回復が出来るものと判断し、事業経営をしております。

○議長 三須委員

○三須委員 今回の事案とは違う事を質問してしまいましたが、私の地元なので、しっかりやっていただきたいと思います。すいません、脱線してしまいました。

○議長 他に何かありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第2項について、許相当可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、平成29年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

議案第3号 平成29年度第5次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、2件、17筆、地積8,364㎡賃貸借権の設定、10件、38筆、地積28,089㎡でございます。

詳細でございますが、議案の5ページ～10ページをお願いいたします。

申請番号1番～3番、10番、11番は経営規模拡大のため、申請番号4番～9番、12番は、新規就農するため借り受けるもので、期間は、4年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、総会議案5ページ、議案第3号第10項については、三須委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

———(三須委員退席)———

○議長 三須委員が退席いたしましたので、総会議案5ページ第4項～9項の申請人を入場させてください。

———(申請人着席)———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

○申請人 初めまして、■■■■と申します。よろしく申し上げます。この度3年間、佐倉市の■■■■で研修を行ってきました。今回、独立と言う事で、新規就農の申請をさせていただきました。よろしく申し上げます。

———(申請人説明)———

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。羽根井委員

○羽根井委員 議席番号9番羽根井でございます。先日、■■さんにお会いして、色々お話を聞かせていただきました。今まで、農業を勉強しながら、一生けん命取り組んでいる事が伺えました。将来は、この地区に住んで、農業を営んで行きたいとの事です。どうぞ、がんばって行って下さい。

○議長 他に何かありませんか。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内です。貸し手が■■■さん、■■■さんの所で、ア

アルバイト的に農業を勉強して来たという、解釈でよろしいでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 今まで、従業員として働きながら、勉強して来ました。

○議長 木内委員

○木内委員 はい、解りました。借り入れる田んぼですが、地番毎に、状態を解っておられるのですか。機械が入りづらい圃場みたいですけど、その辺は、どのように考えられているのですか。

○議長 申請人

○申請人 今までも、仕事で入らせていただいていた、田んぼなので、ここが深いとか、水はけが悪いとか、自分なりに把握しているつもりです。

○木内委員 自然との闘いで大変だと思います。羽根井委員がおっしゃっていましたが、がんばって行って下さい。

○議長 他に何かありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号第4項～9項について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手、全員であります。

よって、議案第3号第4項～9項は、承認と決しました。

続きまして、総会議案5ページ第12項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■です。佐倉に住むきっかけになったのは、2013年ですかね、佐倉の■■■さんの所で住み込みで研修をしたのがきっかけです。農業をやるきっかけは、学生の時に生産者と消費者との間の温度差に関心があって、特に食べ物は数字が高いと思い、生産者側になろうと思ったのがきっかけです。やり方としては、有機栽培をしたいと思います。現在、内田で50アール、農地を借りてやっています。3月からやり始めまして販路を拡大している最中です。一つは、■■■■のような、レストランの駐車場をお借りして、そのような場所で販売したいと考えております。後は、オーソドックスに直売場で、販売したいと考えております。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。椎名委員

○椎名委員 11番椎名です。今、お住まいはどちらですか。

○申請人 ■■です。

○椎名委員 人がいなくなった、家をお借りしているのですか。

○議長 申請人

○申請人 そうです。■■を営んでいた所で、廃業されて、空き家になったので、お借りする事になりました。

○椎名委員 お一人でお住まいになられているんですか。従業員とかいないのですか。

○申請人 そうです。一人です。従業員はいないです。

○椎名委員 ■さんの所で、有機でやられて来て、これだけの面積をやられるのは大変だと思いますが、周りの農地はどうなっていますか。

○議長 申請人

○申請人 周りは、やってる人はいなく、家庭菜園的な感じでしょうか。

○議長 椎名委員 有機栽培なので、周辺で普通栽培をやっている人に、気を付けて、がんばって下さい。

○申請人 ありがとうございます。

○議長 他に何かありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号第12項について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手、全員であります。

よって、議案第3号第12項は、承認と決しました。

続きまして、議案第3号第1項～第3項、第10項～第11項について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、議案第3号について、採決をいたします。

議案第3号第1項～第3項、第10項～第11項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手、全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。
三須委員を入場させてください。

———(三須委員着席)———

○議長 三須委員を入場させてください。

——(三須委員着席)——

○議長 以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———(事務局長報告)———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の14ページ～15ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

長屋住宅用地としようとするもの1件、1筆、専用住宅用地としようとするもの1件、1筆、宅地造成用地としようとするもの1件、8筆、道路用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、16ページ～17ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

共同住宅用地としようとするもの2件、4筆、専用住宅用地としようとするもの2件、4筆でございます。

次に、18ページ～19ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

雑種地として地目変更申請のあったもの、1件、2筆、宅地として地目変更申請のあったもの、4件、5筆、山林として地目変更申請のあったもの、2件、3筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===